

I 調査の概要

1 調査の目的

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所、企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的としている。

2 調査日及び対象期間

平成 28 年 6 月 1 日現在で実施し、期間は平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの 1 年間を対象とした。

3 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体に属する事業所を除く全ての事業所について行った。

- (1) 大分類 A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- (2) 大分類 B－「漁業」に属する個人経営の事業所
- (3) 大分類 N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類 792－「家事サービス業」に属する事業所
- (4) 大分類 R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類 96－「外国公務」に属する事業所

4 調査対象

全数調査

ただし、平成 28 年 6 月 1 日現在において、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき原子力災害対策本部長（同法第 17 条第 1 項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が設定した帰還困難区域を含む調査区を除く。

（一部の区域を対象外とした市町村）

南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、相馬郡飯舘村

5 調査方法

(1) 調査員調査

単独事業所（純粹持株会社、不動産投資法人及び資本金 1 億円以上を除く）及び新設事業所については、調査員が調査票を配布し、オンラインによる回答又は調査員が記入済み調査票を回収する。

(2) 国直轄調査

支社等を有する企業及び単独事業所（純粹持株会社、不動産投資法人及び資本金 1 億円以上）については、国が民間事業者に委託して、企業の本社に傘下の事業所分を含めた調査票を郵送により配布し、オンラインによる回答又は郵送により記入済み調査票を回収する。

なお、東日本大震災の影響により、調査員調査の実施が困難な地域について国直轄調査を行った。

(一部の区域を国直轄調査により実施した市町村)

南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、相馬郡飯館村

6 集計対象

「工業統計調査」(以下工業統計)という)と時系列比較を行うため、「平成28年経済センサス活動調査」(以下「28年活動調査」という。)の調査結果のうち、製造業(日本標準産業分類大分類E)について、以下の全てに該当する製造事業所(以下「事業所」という。)を集計したものである。

- ・従業員4人以上の事業所
- ・管理・補助的活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

7 主な調査項目

事業所の経営組織、資本金額、従業員数、現金給与総額、原材料・燃料・電力使用額、有形固定資産額、製造品等の年初及び年末在庫額、製造品出荷額、事業所敷地面積、工業用水の使用量など